

第1章 大綱の策定について

1 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標を明らかにした上で、それを実現するための総合的な施策について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行った上で定めたものです。

2 大綱の期間

大綱の期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

3 大綱の進捗管理

大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況等については、高知県総合教育会議において協議、確認を行います。

なお、この大綱に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。